**政府調達に関する苦情の処理手続細則**

　「政府調達に関する苦情の処理手続（以下「苦情処理手続」という。）」の細則について次のとおり定める。

１　提供を行うことが可能であった者の定義

　　苦情処理手続１の供給者の「提供を行うことが可能であった者」とは、調達の手続への参加に関心を有し又は有していた者で次に掲げる者を含む。

　(1) 入札に参加した者（提供を行った者を除く）

　　ア　一般競争入札に参加した者

　　イ　指名競争入札に参加した者

　　ウ　随意契約手続に何らかの対応をした者

　(2) 入札に参加する予定はあったが参加しなかった者

　 ア　調達手続に違反があったため入札に参加しなかった者

　　イ　市が指名競争入札又は随意契約を行ったため参加できなかった者

　　ウ　入札参加資格手続において参加を認められなかった者

　(3) 入札手続（随意契約を含む）に間接的に参加する者

２　市の定義

　　苦情処理手続において「市」とは「当該苦情に係る調達を行った課」を指すものとし、次のとおりの区分とする。

　(1) 契約課

　　ア　苦情申立てが、競争入札参加資格業者の登録に関するもの

　　イ　苦情申立てが、建設工事、建設工事に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託、契約課扱いの物品調達であって、競争参加資格の確認又は入札結果に関するもの

　(2) 各調達担当課

　　 苦情申立てが、(1) 以外のもの

３　苦情の申し立て

　(1) 苦情申し立ての方法

　　　苦情申立ては、別紙「苦情申立てに必要な事項」に基づき行われるものとする。

　(2) 誤った教示をした場合の救済

　　　市又は委員会事務局が誤って所定の期間より長い期間を苦情申立期間として教示した場合であってその教示された期間内に苦情申立てがされたときは、当該苦情は所定の苦情申立期間に申し立てられたものとみなす。

　(3) 郵送に係る苦情申立ての期限

　　　苦情処理手続２(2) に基づく苦情申立ての書類が郵送により提出された場合には、その郵便物の通信日付印により表示された日（その表示がない場合又はその表示が明瞭でない場合にはその郵便物について通常要する郵送日数を基準としたときに、その日に相当すると認められる日）に提出したものとみなす。

　(4) 原則として１０日以内の解釈

　　　苦情の申立ての却下については１０日間では判断が困難なこともあり得るので、申立後「１０日」以内で却下することを基本原則とするが、個別事情に応じあくまで例外的措置として「申立て後１０日」を超えた場合も却下することができる。

　(5) 苦情申立てを受理した場合の公表方法

　　　苦情処理手続２(5) の規定に基づく公表は「苦情申立てを受理した場合の公表方法について」（平成１２年３月２７日委員長決定）により行うものとする。

　(6) 苦情の申立ての取下げ

　　　苦情の申立ての取下げは、書面をもって行わなければならない。

　(7) 委員会は、苦情処理手続２(7)に基づく取下げがあった場合は、当事者に対し遅滞なく書面を持ってその旨を通知しなければならない。

４　期間

　(1) 市の休日とは、「千葉市の休日を定める条例（平成元年条例第１号）」第１条第１項各号に掲げる日をいう。

５　市に対する協議の申立て

　(1) 協議の申立ては、苦情申立てとは別に行い得るものであるが、苦情申立て以前に市との間で協議を行い、解決を求めることが奨励される。

　(2) 協議の終了

　　　協議の申立は、供給者、市のいずれからも、書面による通知をもって打ち切ることができる。

　(3) 協議期間の取り扱い

　　　協議終了の結果、苦情が解決に至らなかった場合には、協議に要した期間は苦情申立期間の進行が停止するものとし、その期間は苦情申立期間から除外する。

６ 苦情処理手続への参加

　(1) 苦情処理手続への参加の意思は、別紙「苦情処理手続への参加希望を表明するために必要な事項」に基づき書面により通知しなければならない。

　(2) 当該苦情処理手続きに参加を希望する供給者であって通知を行った者は、本処理手続の適用を受ける。

　(3) 苦情の申し立てがあった場合には、当該苦情に係る調達を行った課は、苦情処理手続きに参加しなければならない。

　(4) 苦情処理手続き５(2) の取り下げは書面をもって行わなければならない。

　(5) 委員会は、参加の取下げがあった場合には、当事者に対し、遅滞なく、書面をもってその旨を通知しなければならない。

７ 市による報告書の提出

　(1) 入札書類中の予定価格書について

　　　入札書類の中で、予定価格書は除くものとする。

　(2) 市の報告書の当事者以外への非公開

　　　委員会は、苦情申立人及び参加者に対し、報告書の内容について当事者以外に公表しないよう要請する。

　(3) 委員会に対する意見又は要望の提出について

　　　委員会への意見又は要望は書面により行なわれるものとする。

８　当事者の委員会への出席

　(1) 代理人についての承認の申請の方式等

　　ア　弁護士である代理人の権限を証明する書面には、代理人の所属する弁護士会の名称及び代理人の事務所の記載をしなければならない。

　　イ　弁護士以外の者を代理人とすることにつき承認を求める場合には、その者の氏名、職業、当事者との関係、その他代理人として適当であるか否かを知るに足りる事項を記載した書面をもって行わなければならない。

　　ウ　イの書面には、代理人の権限を証明する書面を添付しなければならない。

　(2) 補佐人についての承認の申請の方式

　　　補佐人に出席を求める場合には、その者の氏名、職業、当事者との関係、その他補佐人として適当であるか否かを知るに足りる事項を記載した書面をもって行わなければならない。

９　公聴会等

　(1) 公聴会は、契約課前掲示板への掲示により公示するものとする。

　(2) 利害関係を持つ者とは、当該調達過程に技術者、アドバイザー、建築士等として関与した者又は苦情申立人と縁故関係を含む人事上のつながりのある者をいう。

10　検討の結果及び提案

　(1) 提案書の作成について

　　　委員会は、協定等の規定に違反していると認める場合は、次の一又は二以上を含む適切な是正策を提案するものとする。

　　ア 新たに調達手続を行う。

　　　　既に行っている調達の競争参加資格といった条件面での適否も含めて、全面的に検討し、必要に応じて、新しい条件で新たな調達手続きを実施する。

　　イ 調達条件は変えずに再度調達を行う。

　　　　調達条件を変えずに、調達手続を最初からやり直す。

　　ウ 調達を再審査する。

　　　　調達における審査の過程をもう一度最初からやり直す。調達手続自体を最初からやり直すことはしない。

　　エ 他の供給者を契約締結者とする。

　　　　現在の契約を破棄し、落札者以外の入札者と新たな契約を結ぶ。

　　オ 契約を破棄する。

　　　　現在の契約を破棄する。調達自体を中止するか、他の供給者との契約を結ぶかなど契約破棄後の行動を規定するものではない。

　(2) 外部からの照会は、ＴＥＬ、ＦＡＸ等によっても可とする。

　(3) 検討の結果及び提案の公表について

　　　報告書及び提案書の公表方法については、委員会が別に定める。

11 利害関係を有する委員の除斥

　(1) 申立てのあった苦情に関し利害関係を有するか否かの判断は、委員会において当該疑いのある委員を除いた委員の多数決により決するものとする。

　(2) 利害を有すると認められる委員については、当該調達過程に技術者、アドバイザー、建築士等として関与した者又は苦情申立人と縁故関係を含む人事上のつながりのある委員をいう。

12 苦情の受付及び処理の状況の公表

　　公表は「政府調達に係る苦情の受付け及び処理の状況の公表方法について」（平成１２年２月１４日市長決定）により行う。

13 供給者に係る秘密の保持

　　商業上の秘密情報とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう。

　　附　則

　　この細則は、平成１２年４月１日から施行する。

　　附　則

　　この細則は、平成２３年４月８日から施行する。

　　附　則

　　この細則は、平成２６年４月１６日から施行する。

附　則

この細則は、令和４年４月１日から施行する。

なお、従前の様式についても当分の間、使用できるものとする。

|  |
| --- |
| 受付番号 |
|  |

苦情申立てに必要な事項

|  |  |
| --- | --- |
| 苦情申立人  （匿名は受け付けること  　ができませんのでご注  　意下さい。） | （当該調達に関係する会社である必要があります。）  会社名 |
| 郵便番号  住　　所 |
| 電話番号  FAX番号 |
| （会社の場合は代表者の氏名をご記入下さい。）  （ふりがな）  　氏　　名 |
| （ふりがな）  　担当者氏名 |
| 申立てに係る調達 | 年　　月　　日付け千葉市公告第　　　号により  公告された　　　　　　　　　課の行った調達 |
| 苦　情　の　内　容 | （できるだけ具体的に、内容がわかる資料等をできるだけ多く添付して下さい。） |
| これまでに市に対して上記内容を相談されましたか。 | １）　はい（いつ、どこにですか。）  ２）　いいえ |

※苦情申立ての受理の公示に係る苦情申立人氏名の公表の可否　　可・否（いずれか○）

（苦情申立人に確認のこと）

苦情処理手続への参加希望を表明するために必要な事項

|  |  |
| --- | --- |
| 苦情申立人  （匿名は受け付けること  　ができませんのでご注  　意下さい。） | （当該調達に関係する会社である必要があります。）  会社名 |
| 郵便番号  住　　所 |
| 電話番号  FAX番号 |
| （会社の場合は代表者の氏名をご記入下さい。）  （ふりがな）  　氏　　名 |
| （ふりがな）  　担当者氏名 |
| 参加希望の苦情 | 千葉市政府調達苦情検討委員会公示第　　　　号 |
| 利害の内容 | （当該調達にどのような利害をもっているのかを具体的にお願いします。） |